

獣医師が自ら診察しないで
行えない行為

獣医師法第18条

診断書の交付

検案書の交付

出生・死産証明書の
交付

劇毒薬等の投与・処方

毒薬、劇薬、生物学的製剤、
要指示医薬品、
処方せん医薬品、
使用規制対象医薬品

※ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書についてはこの限りでない

自ら診察: 獣医師本人が、現在の獣医学的見地からみて飼育動物の疾病又は健康状態の診断を下しうる程度の行為を、飼育動物と直接対面した上で行うこと